新居浜市公告第１７６号

公示送達について

次の者に送達すべき書類について、名宛人が海外に転出したことにより送達することができないため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び新居浜市税賦課徴収条例（昭和２５年条例第１０号）第１８条の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、新居浜市福祉部こども局こども未来課において保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月１６日

新居浜市長　古　川　拓　哉

送達を受けるべき者の氏名・名称	送達すべき書類
ＰＨＡＭ　ＴＨＩ　ＨＯＮＧ　ＴＨＡＭ	児童手当法第１４条及び新居浜市債権管理条例第８条に関する書類